9月30日までの期間限定割引 実施中！

改正 ～令和7年4月・10月の施行対応～

育児・介護休業法

改正に伴う対応支援パッケージ

今回の改正は「法律どおりに規定するだけ」では**足りません!!**

10月の法改正では、**育児期の柔軟な働き方に**関する5つの措置から、企業が2つ以上を選択し、制度として導入する必要があります。
しかし、職種や職場の実態に合わない措置を選択してしまうと、企業活動に支障をきたす恐れも…。企業にとって重要なのは、自社に合った制度の選択と整備であり、それが**従業員の安心感を高め、**人材の定着・確保にも繋がるはずです。

人事労務に関する旬の情報が満載！

どのプランご利用でも
人事労務の最新情報紙を無料配信！

パッケージプラン	お打合せ予定回数・時間	セルフプラン	おすすめ！ サポートプラン	フルサポートプラン
事業所担当者様への法改正内容のご説明と新たな措置の検討をご支援	1回 1時間	●	●	●
育児介護休業規程のひな型の提供または作成代行	2回まで 各1時間	△ ひな型のご提供のみ お打合せ無し	● 貴社に合ったものを作成	● 貴社に合ったものを作成
労使協定書・書式のひな型の提供または作成代行	原則なし	△ ひな型のご提供のみ お打合せ無し	● 貴社に合ったものを作成	● 貴社に合ったものを作成
従業員説明会 標準時間：1.5時間	2回まで 各1.5時間	-	-	●
ご料金（税別途） このチラシでお申し込みいただいた場合の特別価格！		Price Down ~~￥50,000~~ ￥20,000	Price Down ~~￥100,000～~~ ￥50,000～ （※1）	Price Down ~~￥180,000～~~ ￥120,000～ （※1）

※1 ご相談回数や規程の作成工数によっては、追加で料金をいただく場合がございます。

お申込書

FAX：048-885-2112

ご希望のプラン	□ セルフプラン □ サポートプラン □フルサポートプラン		
貴社名			
御芳名(お役職)	様（ ）		
所在地			
お電話番号	－ －	従業員人数	人

社会保険労務士法人
吉池労務管理事務所
【ご連絡先】 ☎048-885-2816
✉yoshiike@titan.ocn.ne.jp
〈ホームページ〉 https://yoshiike-office.com/
東京オフィス
東京都立川市錦町3丁目1-4
ヤザワキャトルビル4F
埼玉オフィス
さいたま市浦和区東高砂町27-5

裏面もご覧ください！（企業に求められる実務一覧表）

企業が行うべき個別周知と意向確認措置の一覧表

2025年改正 育児・介護休業法 対応版

必要書類はこちらからダウンロード

■育児休業関係

いつ	何をするか	必要な書類
労働者本人または配偶者の妊娠・出産等の申出があった時	育児休業制度について 1．以下の項目について労働者へ個別に周知 ① 育児休業、産後パパ育休に関する制度 ② 育児休業、産後パパ育休の申出先 ③ 育児休業給付に関すること ④ 労働者が育児休業、産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い 2．制度利用（休業取得等）の意向確認	※1
	仕事と育児の両立について 1．仕事と育児の両立に関し、以下の事項について労働者の意向を個別に聴取 ① 勤務時間帯（始業及び就業の時刻） ② 勤務地（就業の場所） ③ 両立支援制度等の利用期間 ④ 仕事と育児の両立に資する就業の条件（業務量・労働条件の見直し等） 2．聴取した意向に対して、可能な範囲での配慮 例）聴取した意向に配慮可能か検討し、本人に通知する	※2
労働者の子が3歳の誕生日の1ヶ月前までの1年間	「仕事と育児の両立について」上記と同様の対応をもう1回実施する	
	育児期(※)の柔軟な働き方について ※3歳から小学校就学前まで 1．以下の項目について労働者へ個別に周知 ① 事業主が育児期の柔軟な働き方を実現するための措置として選択した2つ以上の措置の内容 ② 対象措置の申出先（人事部、又は社長など） ③ 所定外労働（残業免除）、時間外・深夜業の制限に関する制度 2．制度利用についての意向確認	※3

■介護休業関係

いつ	何をするか	必要な書類
以下のいずれかの場合 ・労働者が40歳に達する日の属する年度 ・労働者が40歳に達する日の翌日から1年間	1．以下の項目について情報提供する ①介護休業、介護両立支援等に関する制度 ②介護休業、介護両立支援制度等の申出先 ③介護休業給付金に関すること	※4
労働者から介護に直面した旨の申出があった時	介護休業制度について 1．以下の項目について周知する ①介護休業、介護両立支援等に関する制度 ②介護休業、介護両立支援制度等の申出先 ③介護休業給付金に関すること 2．制度利用（休業取得等）の意向確認	※5

※1：「育児休業制度等に関する個別周知・意向確認書」
※2：「仕事と育児の両立に関する個別意向聴取書」
※3：「柔軟な働き方に関する個別周知・意向確認書」
※4：「介護休業制度等に関する情報提供書」
※5：「介護休業制度等に関する個別周知・意向確認書」

改正 育児・介護休業法に関する特設ページ開設中！

社会保険労務士法人
吉池労務管理事務所